

# 長野県消費者被害救済委員会に係る紛争付託要領

制定 平成 22 年 2 月 15 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、長野県消費生活条例（平成 20 年長野県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 23 条に規定する長野県消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）に知事が紛争を付託する場合に必要な事項について定めるものとする。

## (付託基準)

第 2 条 条例第 23 条の規定により知事が委員会に付託する紛争は、長野県の消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）で受けた苦情相談であり、次の要件をすべて満たすものであることとする。

- (1) 消費者の受ける被害が多発し、若しくは多発するおそれがあり、又は消費者の利益が著しく侵害され、若しくは侵害されるおそれがあること
- (2) 消費生活センターによるあっせん解決が困難なもの
- (3) 委員会のあっせん又は調停により紛争解決の可能性があると判断されるもの
- (4) 次に掲げる紛争ではないこと。
  - ア 消費者が委員会によるあっせん又は調停を希望していないもの
  - イ 交渉すべき事業者が所在不明であったり連絡がとれない場合
  - ウ 紛争の解決を困難にしている要因が消費者のみにある場合
  - エ 事業者の行為が悪質で違法性が高く、法律や条例等により行政が処分や指導等をすべきもの（ただし、容易に行政処分等を実施できない事情があり、消費者の被害が深刻である場合はこの限りではない。）

## (付託の手続き)

第 3 条 条例第 23 条に規定する知事の委員会への付託は、次により行うものとする。

- (1) 消費生活センターが受けた苦情について、前条の付託基準に照らし委員会に付託すべき紛争であると認められる場合は、消費生活センター所長は「長野県消費者被害救済委員会 付託案件調書」（別紙様式）をくらし安全・消費生活課長あて送付する。
- (2) くらし安全・消費生活課長は、前項の調書が提出された場合は内容を審査し、付託することが適当と判断した場合は、委員会に当該付託案件を提出する。

なお、審査の結果、付託することが適当でない判断した場合は、理由を付して文書により当該案件を提出した消費生活センター所長に通知する。

(別紙様式)

長野県消費者被害救済委員会

付 託 案 件 調 書

平成 年 月 日

くらし安全・消費生活課長 様

○ ○ 消費生活センター所長

次の紛争について、長野県消費者被害救済委員会へ付託することが適当と思われるので、「長野県消費者被害救済委員会に係る紛争付託要領」第3条第1項の規定に基づき提出します。

当 事 者	消費者	氏名		
		住所		
		電話番号		
	事業者	法人名		
		代表者名		
		住所		
		電話番号		
		業種		
紛争の内容				
当事者の主張	消費者			
	事業者			
消費生活センターの 相談・ あっせん等の 経過	経 過	日 付	初回相談受付 ・ ・ ・	
			あっせん解決とならなかった理由	
被害の「多発性」				
「利益の著しい侵害」				
救済委員会の付託希望	消費者	有 無	事業者	有 無
救済委員会による解決の形 (期待すること)				